

24 議決権行使の代理人資格の制限 ランク：A

1、Xとしては、株主ではないBが株主Aの議決権を代理行使したことが本件定款規定に違反するとして、「決議の方法」が「定款に違反」(831条1項1号)する取消事由があると主張する。かかる請求は認められるか。

2、まず、株主の議決権行使の代理人の資格を株主に限る旨の定款の規定の効力は有効か。株式会社が定款で、代理権行使ができる者を株主に限るということは、定款が株式会社の自治の表れであることからすれば、合理的な目的の下で相当程度の制限は許される。

本件定款規定では、代理権行使ができる者を他の株主に限定しているが、これは総会かく乱等を防止するための目的であるといえるため、合理的な目的の下での相当程度の制限であり、定款自体は有効である。

もっとも、定款が有効であったとしても、①株主総会かく乱のおそれがない者が代理人として出席しようとした場合において、②その者の出席を認めなければ株主の代理権行使の機会が著しく害される場合にまで、定款を適用することは310条1項の、代理権行使の機会の確保という趣旨に反するため、違法となる。

3、本件では、Bは株主であるAの娘であり、社会勉強のために本件総会に出向いているのであるから、Bによる株主総会かく乱のおそれはない(①充足)。

もっとも、A自身が議決権行使ができない等の事情もなく、議決権の代理行使を認めなくとも、Aの議決権行使の機会が著しく害される場合にはあたらない(②不充足)。

3、したがって、本件定款規定をBに適用したとしても適法であるため、本件総会にてBによる議決権行使を認めたのは、本件定款に違反するものであり、上記取消事由が認められる。

4、しかし、Bはあくまでも社会勉強目的で本件総会に出席し、議決権を代理行使している。また、Bが行使した議決権は1株分であり、本件決議はすべて圧倒的多数による賛成票により成立している。そのため、Bによる議決権の代理行使を認めたことは他の株主へ不利益をもたらすものではないため、「違反する事実が重大ではなく」、かつ1個の議決権行使により結論に影響は生じないため、「決議に影響を及ぼさないものである」(831条2項)といえ、裁量棄却される可能性がある。

以上

株主総会決議取消しの訴え

831 条 1 項：「次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）となる者も、同様とする。

- 一 株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。
- 三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。」

議決権の代理行使

310 条 1 項：「株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない。」

定款により代理人の議決権行使を制限することは 310 条 1 項に反するのではない（831 条 1 項 1 号違反）。

⇒判例は、合理的な理由による想定程度の制限であれば認められるとしている（最判昭 40・11・1）。同判例では、株主以外のものによって総会が混乱することの防止が合理的な理由、議決権行使の代理人資格を株主に限定していることが相当程度の制限であるとして有効としている。

定款自体は 310 条 1 項に違反しないとして、定款の制限が及ぶのか。

⇒株主が法人であって当該法人の職員や従業員（以下「職員等」という。）が議決権を行使した事案では、①職員等は上司の命令に服し、議決権の代理行使の際には法人である株主の代表者の意図に反した行動をすることができないため、総会が混乱するおそれがないこと、②職員等に議決権の代理行使を認めないと意見を株主総会に反映させることが困難であり、事実上議決権行使の機会を奪うに等しいことを理由に、定款の制限は及ばないとした（最判昭 51・12・24）。

裁判所の裁量棄却

831 条 2 項：「前項の訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。」

POINT

定款により議決権代理行使の資格を株主に制限する旨の規制については、そもそも定款が有効か否か、定款が有効だとして、今回の事例で定款を適用したことは適法か否かの 2 段階で考える。特に、2 段階目では、代理人による議決権行使を認めなかった場合に、当該株主の議決権行使の機会が確保できるのかを具体的な事例を使って論述していくことが重要である。